

石川県公報

令和元年12月20日

第13267号（金曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

目 次

規 則	
○石川県体育施設管理規則の一部を改正する規則 (スポーツ振興課)	1
告 示	
○県道の区域の変更 (道路整備課)	1
○県道の供用の開始 (同)	1
公 告	
○印刷物等への広告掲載に係る入札公告 (管財課)	2
○特定非営利活動法人の設立認証申請公告 (県民交流課)	6
○大規模小売店舗の変更の届出の公告 (経営支援課)	7
○土地改良区の役員退任公告 (農業基盤課)	8
○土地改良区の役員就任公告 (同)	8
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告 (建築住宅課)	9
○入札公告 (警察本部)	9
公安委員会	
○石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正	10
選挙管理委員会	
○石川海区漁業調整委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数	12
正 誤	
○平成31.3.29号外第20号中	12
○令和元.7.4号外第16号中	12

規 則

石川県体育施設管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月二十日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第九号

石川県体育施設管理規則の一部を改正する規則

石川県体育施設管理規則（平成二十九年石川県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「体育の日」を「スポーツの日」に改める。

附 則

この規則は、令和二年一月一日から施行する。

告 示

石川県告示第286号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和元年12月20日から令和2年1月10日まで縦覧に供する。

令和元年12月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域			関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
鮭尾比良線	鳳珠郡穴水町字比良ム1番1地先から 鳳珠郡穴水町字比良ラ28番1地先まで	旧	3.95 ~ 13.53	106.0
		新	7.49 ~ 20.64	104.6

石川県告示第287号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。
なお、その関係図面は、令和元年12月20日から令和2年1月10日まで縦覧に供する。

令和元年12月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
鮭尾比良線	鳳珠郡穴水町字比良ム1番1地先から 鳳珠郡穴水町字比良ラ28番1地先まで	令和元年12月20日	奥能登土木 総合事務所 維持管理課

公 告

印刷物等への広告掲載に係る入札公告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和元年12月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

- 件名
石川県発行印刷物への広告掲載
- 広告を掲載することができる印刷物

番号	印刷物名
1	財政のあらまし
2	給与支給明細書
3	自動車税納税通知書封筒（令和3年度発送）
4	県勢便覧石川のガイド2020
5	ほっと石川
6	石川県立美術館令和3年度展覧会案内
7	石川県立美術館だより
8	石川れきはく
9	女性県政学習バス
10	こどもの救急
11	晴れたらいいね
12	いしかわ県民大学校令和3年度受講案内

(3) 広告掲載期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

2 入札方法

番号1から12までを一括して入札に付するものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札及び開札の日時及び場所

- 日時
令和2年2月6日（木）午後2時（入札後、即時開札する。）
- 場所
金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎6階 603会議室

4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、令和元年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
- (3) 指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 石川県暴力団排除条例（平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）ではないこと及び次のアからオまでに該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店、営業所その他の事業所を代表する者をいう。以下同じ。）が、条例第2条第3号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したことがある者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

5 契約の条項を示す場所等

- (1) 契約内容に関する事項
入札案内書に記載のとおり
- (2) 入札案内書の交付場所
石川県総務部管財課資産活用室
金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎6階
電話番号 076-225-1266

6 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (2) 入札の無効
この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書その他入札案内書に示す無効の入札に掲げる入札書は、無効とする。
- (3) 落札者の決定方法
石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格以上の価格で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) その他
詳細は、入札案内書による。

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名
石川県が管理するホームページへの広告掲載
- (2) 広告を掲載することができるホームページ

番号	ホームページ名
1	庶務事務支援システム
2	施設利用予約システム
3	石川県ホームページ
4	石川県立美術館ホームページ
5	石川県立歴史博物館ホームページ
6	石川四高記念文化交流館ホームページ

7	いしかわ統計指標ランド
8	石川県医療・薬局機能情報提供システム
9	石川ナースナビ
10	石川みち情報ネット
11	石川県教員総合研修センター・いしかわ師範塾ホームページ
12	石川県立図書館ホームページ
13	石川県スポーツ情報ネットワーク スポナビいしかわ

(3) 広告掲載期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

ただし、番号13については、令和2年4月1日から同年10月31日まで

2 入札方法

番号1から13までを一括して入札に付するものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時

令和2年2月6日(木)午後2時15分(入札後、即時開札する。)

(2) 場所

金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎6階 603会議室

4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、令和元年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(3) 指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 石川県暴力団排除条例(平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)ではないこと及び次のアからオまでに該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店、営業所その他の事業所を代表する者をいう。以下同じ。)が、条例第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である者

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したことがある者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

5 契約の条項を示す場所等

(1) 契約内容に関する事項

入札案内書に記載のとおり

(2) 入札案内書の交付場所

石川県総務部管財課資産活用室

金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎6階

電話番号 076-225-1266

6 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

免除

(2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書その他入札案内書に示す無効の入札に掲げる入札書は、無効とする。

(3) 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格以上の価格で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) その他

詳細は、入札案内書による。

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

石川県有施設への広告掲載

(2) 広告を掲載することができる施設

番号	施設名	掲載箇所
1	県庁舎（行政庁舎）	2階 市町交流コーナー
		2階 食堂前掲示板
		19階 自動販売機横パーティション
2	石川県立音楽堂	プロムナード壁面
3	石川県ふれあい昆虫館	1階 休憩コーナー壁面
4	石川県パスポートセンター	ガラス壁面
		パンフレットスタンド

(3) 掲載期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで（1年間）

2 入札方法

番号1から4までの県有施設を一括して入札に付するものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札及び開札を行う日時及び場所

(1) 日時

令和2年2月6日（木）午後2時30分（入札後、即時開札する。）

(2) 場所

金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎6階 603会議室

4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、令和元年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(3) 指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 石川県暴力団排除条例（平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）ではないこと及び次のアからオまでに該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店、営業所その他の事業所を代表する者をいう。以下同じ。）が、条例第2条第3号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したことがある者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

5 契約の条項を示す場所等

(1) 契約内容に関する事項

入札案内書に記載のとおり

(2) 入札案内書の交付場所

石川県総務部管財課資産活用室

金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎6階

電話番号 076-225-1266

6 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

免除

(2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書その他入札案内書に示す無効の入札に掲げる入札書は、無効とする。

(3) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格以上の価格で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) その他

詳細は、入札案内書による。

特定非営利活動法人の設立認証申請公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

令和元年12月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 申請のあった年月日

令和元年11月28日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 コノビバ

3 代表者の氏名

小松原 竜志

4 主たる事務所の所在地

小松市日の出町1丁目176 N A B Eビル158

5 定款に記載された目的

この法人は、保育・医療または福祉・子どもの健全育成を図る活動に関する情報収集、提供事業、普及啓発事業、活動等を担う人材の育成事業、活動等に関するコンサルティング事業、地域社会による交流ネットワーク支援事業を行うことで、市民と協同を促進しつつ、保育医療または福祉・子どもの健全育成を図る活動を通じて、より生活環境の向上と、コミュニティ醸成に寄与することを目的とする。

1 申請のあった年月日

令和元年12月3日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 フードバンク小松

3 代表者の氏名

丸谷 はるえ

4 主たる事務所の所在地

小松市打越町丙106番地3

5 定款に記載された目的

この法人は、南加賀を中心とした住民や他団体らに対してフードドライブ・フードバンクや日用品の再利用の提供及び生活支援に関する事業を行い、住民の生活安定と環境保全に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を変更する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

令和元年12月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スギ薬局石川県庁前店

金沢市藤江北4丁目280番地 他

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社マルエー 代表取締役 山本 一郎

白山市鶴来本町1丁目ワ111番地

(変更後) 株式会社スギ薬局 代表取締役 杉浦 克典

愛知県安城市三河安城町一丁目8番地4

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 縦覧による。

収容台数 108台

(変更後) 位置 縦覧による。

収容台数 79台

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前9時30分から午後10時まで

(変更後) 午前9時から午後10時まで

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時から午後10時30分まで

(変更後) 午前8時30分から午後10時30分まで

ウ 駐車場の出入口の数及び位置

(変更前) 出入口の数 5箇所

位置 縦覧による。

(変更後) 出入口の数 4箇所

位置 縦覧による。

3 変更年月日

2(1)並びに(3)ア及びイ 令和2年1月23日

2(2)及び(3)ウ 令和2年8月10日

4 変更理由

株式会社スギ薬局が居抜き出店するため

5 届出年月日

令和元年12月9日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商工業振興課

7 届出等の縦覧期間

令和元年12月20日から令和2年4月20日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和2年4月20日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

土地改良区の役員退任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があった。

令和元年12月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

河野土地改良区

職名	氏名	住所	退任年月日
理事	辻 誠 司	白山市河合町ニ23番地	令和元年6月17日
〃	村 政 興 志	〃 河合町イ70番地	〃
〃	酒 井 勲	〃 河合町ニ90番地	〃
〃	村 上 茂 和	〃 河合町ニ21番地	〃
〃	村 修 一	〃 河合町北108番地1	〃
〃	南 出 正 美	〃 瀬木野町ヌ196番地	〃
〃	浦 榮 樹	〃 瀬木野町ヌ225番地	〃
〃	山 田 稔	〃 広瀬町ニ198番地	〃
〃	藤 田 一 彦	〃 広瀬町ニ230番地	〃
〃	廣 川 孝 二	〃 広瀬町ニ209番地	〃
監事	石 藏 敏 秀	〃 瀬木野町ヌ233番地	〃
〃	瀧 下 宗 正	〃 広瀬町ニ228番地	〃

土地改良区の役員就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があった。

令和元年12月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

河野土地改良区

職名	氏名	住所	就任年月日
理事	村 政 興 志	白山市河合町イ70番地	令和元年6月18日
〃	澤 数 彦	〃 瀬木野町イ39番地	〃
〃	谷 口 政 信	〃 広瀬町ハ68番地	〃
〃	村 修 一	〃 河合町北108番地1	〃
〃	酒 井 勲	〃 河合町ニ90番地	〃
〃	下 道 芳 雄	〃 瀬木野町ヌ219番地	〃
〃	廣 川 孝 二	〃 広瀬町ニ209番地	〃
〃	藤 田 一 彦	〃 広瀬町ニ230番地	〃
〃	村 上 茂 和	〃 河合町ニ21番地	〃

〃	森 要 作	〃 河合町ニ46番地 1	〃
監 事	瀧 下 宗 正	〃 広瀬町ニ228番地	〃
〃	石 藏 敏 秀	〃 瀬木野町ヌ233番地	〃

開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく次の開発行為及び公共施設に関する工事が完了した。

令和元年12月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

開発区域に含まれる地域の名称	公共施設の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者
珠洲市宝立町金峰寺末字6番1、6番4、9番1、10番1、13番1	緑地 珠洲市宝立町金峰寺末字6番4	福井県坂井市丸岡町下久米田38字33番 ゲンキー株式会社

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和元年12月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

- 契約件名
深夜業務従事者の健康診断に係る単価契約
- 業務内容
入札説明書による。
- 予定数量
640名分
- 契約期間
契約締結日から令和2年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、令和元年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 県の指名停止措置を受けていない者であること。
- 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加資格確認申請書には、入札説明書に

定められる業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であることについて証明する書類を添えて令和2年1月8日(水)までに5(1)の提出場所に提出すること。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札参加資格の確認結果の通知

確認結果の通知は、令和2年1月9日(木)までに入札参加資格確認結果通知書の郵送等により行う。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書及び入札参加資格確認申請書の提出場所、入札説明書等の交付場所並びに問合せ先

〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎4階 会計課 電話番号 076-225-0110

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

令和2年1月10日(金)正午

(郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。)

(4) 開札の日時及び場所

令和2年1月10日(金)午後1時30分 石川県警察本部庁舎2階 入札室

6 入札方法

(1) 入札金額は、1(1)の業務1回当たりの単価額を記載すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

(1) 入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。

(2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。

(3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いは行わない。

9 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

公 安 委 員 会

石川県公安委員会告示第89号

石川県公安委員会が行う交通の規制(昭和47年石川県公安委員会告示第48号)の一部を次のように改正する。

令和元年12月20日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第2(一方通行の指定)金沢中警察署管内の表142の項を次のように改める。

142	削	除
-----	---	---

別表第2(一方通行の指定)金沢中警察署管内の表に次のように加える。

143	市道広坂1丁目線4号	金沢市柿木畠2番9号先から 金沢市柿木畠2番7号先まで	約30 メートル	終日	自動車及び原動機付自転車	金沢市役所方向から里見町に至る方向
-----	------------	--------------------------------	-------------	----	--------------	-------------------

別表第2(一方通行の指定)金沢東警察署管内の表に次のように加える。

192	市道広岡1丁目線11号、12号	金沢市広岡1丁目4番16号先から 金沢市広岡1丁目401番地先まで	約210 メートル	終日	自動車及び原動機付自転車	広岡3丁目から七ツ屋町に至る方向
-----	-----------------	--------------------------------------	--------------	----	--------------	------------------

別表第2(一方通行の指定)大聖寺警察署管内の表24の項を次のように改める。

24	市道A12号線	加賀市大聖寺法華坊町69番地先から 加賀市大聖寺山田町1番地先まで	約120 メートル	7:00から 20:00まで	自動車及び原動機付自転車	橋立港線から錦城小学校前に至る方向
----	---------	--------------------------------------	--------------	-------------------	--------------	-------------------

別表第3(踏切道の通行禁止)津幡警察署管内の表に次のように加える。

32	宇ノ気～横山	JR七尾線	遠塚踏切	市道遠塚19号線	かほく市宇気ツ48番地1先から かほく市宇気子149番地先まで	終日	約88 メートル	大型自動車、特定中型自動車及び大型特殊自動車
----	--------	-------	------	----------	------------------------------------	----	-------------	------------------------

別表第4(指定方向外進行禁止)金沢中警察署管内の表348の項を次のように改める。

348	削 除					
-----	-----	--	--	--	--	--

別表第4(指定方向外進行禁止)金沢中警察署管内の表に次のように加える。

891	市道広坂1丁目線4号	金沢市柿木畠91番先	里見町方向から広坂2丁目方向への直進	自動車及び原動機付自転車	終日
-----	------------	------------	--------------------	--------------	----

別表第4(指定方向外進行禁止)金沢東警察署管内の表に次のように加える。

1057	市道1級幹線122号金沢駅東通り線	金沢市堀川新町207番地先	堀川町方向から中橋町方向への左折	自動車及び原動機付自転車	終日
1058	市道1級幹線122号金沢駅東通り線	金沢市北安江1丁目1番18号先	北安江3丁目方向から中橋町方向への右折	自動車及び原動機付自転車	終日
1059	市道広岡1丁目線11号	金沢市堀川新町9番8号先	七ツ屋町方向から中橋町方向への直進	自動車及び原動機付自転車	終日

別表第4(指定方向外進行禁止)津幡警察署管内の表に次のように加える。

442	市道遠塚19号線	かほく市宇気ツ48番地1先	七窪町方向から遠塚踏切方向への左折	大型自動車、特定中型自動車及び大型特殊自動車	終日
443	市道遠塚19号線	かほく市宇気子149番地先	横山町方向から遠塚踏切方向への左折	大型自動車、特定中型自動車及び大型特殊自動車	終日

別表第11(最高速度の指定)金沢中警察署管内の表231の項を次のように改める。

231	市道	(1)金沢市天神町1丁目2番68号先 (2)金沢市天神町1丁目18番22号先 (3)金沢市天神町1丁目13番8号先 (4)金沢市天神町1丁目12番32号先 (1)から(4)までの場所を結ぶ線により 囲まれた区域内の道路	6.2ha	30キロメー トル毎時	車両(けん引③ を除く。)	終日
-----	----	--	-------	----------------	------------------	----

別表18(駐車禁止)金沢東警察署管内の表231の項を次のように改める。

231	市道広岡1丁目 線13号	金沢市広岡1丁目503番地先から 金沢市広岡1丁目502番地先まで	約52 メートル	終日	車両
-----	-----------------	--------------------------------------	-------------	----	----

別表第18の2(駐車可の指定)金沢東警察署管内の表6の項及び9の項を次のように改める。

6	市道1級幹線119 号金沢駅通り線	金沢市本町1丁目560 番地先	約18 メートル	終日(タクシー)、 9:00から17:00 まで(貨物集配中 の貨物車)	タクシー、 貨物集配中 の貨物車	表示線内に平行 駐車
9	市道1級幹線119 号金沢駅通り線	金沢市本町1丁目10 番1号先	約18 メートル	終日(タクシー)、 9:00から17:00 まで(貨物集配中 の貨物車)	タクシー、 貨物集配中 の貨物車	表示線内に平行 駐車

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第122号

漁業法(昭和24年法律第267号)第99条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数(石川海区漁業調整委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数)は、次のとおりである。

令和元年12月20日

石川県選挙管理委員会

1,640人

正 誤

平成31年3月29日発行の石川県公報号外第20号中、正誤次のとおり

ページ	件名	誤	正
1	石川県議会議員選挙の任期満了による一般選挙の執行及び各選挙区において選挙すべき議員の数	平成30年法律第125号	平成30年法律第101号

令和元年7月4日発行の石川県公報号外第16号中、正誤次のとおり

ページ	件名	誤	正
1	参議院議員通常選挙の選挙長及び選挙長職務代理者並びに選挙分会長及び選挙分会長職務代理者の選任	石川県白山市安吉町41	石川県白山市安吉町41番地

